

議事日程(第5号)

令和3年3月16日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第6号 令和3年度対馬市一般会計予算  
日程第2 議案第3号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第15号)  
日程第3 議案第7号 令和3年度対馬市診療所特別会計予算  
日程第4 議案第8号 令和3年度対馬市国民健康保険特別会計予算  
日程第5 議案第9号 令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算  
日程第6 議案第10号 令和3年度対馬市介護保険特別会計予算  
日程第7 議案第11号 令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算  
日程第8 議案第12号 令和3年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算  
日程第9 議案第13号 令和3年度対馬市水道事業会計予算  
日程第10 議案第25号 第2次対馬市総合計画(後期計画)について  
日程第11 議案第30号 損害賠償の額の決定について  
日程第12 議案第31号 権利の放棄について  
日程第13 議案第32号 令和3年度対馬市一般会計補正予算(第1号)  
日程第14 発委第1号 対馬市議会会議規則の一部を改正する規則

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第6号 令和3年度対馬市一般会計予算  
日程第2 議案第3号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第15号)  
日程第3 議案第7号 令和3年度対馬市診療所特別会計予算  
日程第4 議案第8号 令和3年度対馬市国民健康保険特別会計予算  
日程第5 議案第9号 令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算  
日程第6 議案第10号 令和3年度対馬市介護保険特別会計予算  
日程第7 議案第11号 令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算  
日程第8 議案第12号 令和3年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算  
日程第9 議案第13号 令和3年度対馬市水道事業会計予算  
日程第10 議案第25号 第2次対馬市総合計画(後期計画)について

- 日程第11 議案第30号 損害賠償の額の決定について  
日程第12 議案第31号 権利の放棄について  
日程第13 議案第32号 令和3年度対馬市一般会計補正予算（第1号）  
日程第14 発委第1号 対馬市議会会議規則の一部を改正する規則

---

出席議員（19名）

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 渕上 清君	8番 黒田 昭雄君
9番 小田 昭人君	10番 山本 輝昭君
11番 波田 政和君	12番 小宮 教義君
13番 齋藤 久光君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 大部 初幸君
17番 作元 義文君	18番 上野洋次郎君
19番 小川 廣康君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君

観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

---

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

これから、議事日程第5号により、本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 議案第6号

○議長（小川 廣康君） 日程第1、議案第6号、令和3年度対馬市一般会計予算を議題とします。

本件は、予算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員会の審査報告を求めます。

委員長、大部初幸君。

○議員（16番 大部 初幸君） おはようございます。

令和3年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました議案第6号、令和3年度対馬市一般会計予算について、審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、令和3年3月1日から4日までの4日間、対馬市議会議場において、担当部長等関係職員の出席を求め、細部にわたり説明を受け審査を行いました。

また、4日の最終日には市長の出席を求め、総括質疑を行いました。

以下、審査の概要について報告いたします。

令和3年度の一般会計歳入歳出予算の総額は、令和2年度予算と比較いたしまして0.8%増の307億8,800万円となっています。なお、令和2年度予算は、当初予算が骨格予算として編成されていますので、6月の肉づけ予算後の予算のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業費として計上した部分を控除した額を令和3年度当初予算との比較対象としています。

歳入予算につきましては、市税は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、対前年度比マイナス5.4%で計上されています。

地方交付税は、令和3年度分の配分・算定方法が未確定であることを考慮して、対前年度比プラス0.7%で計上されています。

そのほかの主な歳入として、財政調整基金、減債基金、合併振興基金などから約22億6,000万円を繰り入れるほか、財源補填がある辺地対策事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債など約33億1,000万円の市債が計上されております。

歳出予算につきましては、人件費は対前年度比マイナス0.3%、約1,300万円減の約47億8,000万円が計上されています。

物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費のほか、令和3年度執行予定の市議会議員選挙、県知事選挙、衆議院議員総選挙に係る経費、観光客誘客のための事業や小学校におけるタブレット端末導入拡大による通信運搬費の増等により、対前年度比プラス8.8%、約4億6,400万円増の57億6,000万円が計上されています。

維持補修費では、市民の要望に対し機動的に対応できるよう、市道、農林道、河川などの補修工事費等、約2億2,000万円が計上されています。

公債費では、元利償還金合計で約47億1,000万円が計上されています。

普通建設事業費では、市道及び漁港・漁場整備など約46億8,000万円が計上されています。

また、近年多発する大規模な自然災害の復旧などに即時対応できるよう、予備費として6,000万円が計上をされております。

以上、本委員会に付託されました議案第6号、令和3年度対馬市一般会計予算については、審査の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、予算審査における指摘事項や意見等については、各部署で十分検討され、市民の所得向上と福祉の充実のため、速やかに予算執行に当たられますよう強く要望をいたします。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

議案第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川 廣康君） ありがとうございます。起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。予算審査特別委員会は、本日をもって終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。予算審査特別委員会は本日をもって終結することに決定をいたしました。

---

日程第2. 議案第3号

日程第3. 議案第7号

日程第4. 議案第8号

日程第5. 議案第9号

日程第6. 議案第10号

日程第7. 議案第11号

日程第8. 議案第12号

日程第9. 議案第13号

日程第10. 議案第25号

日程第11. 議案第30号

日程第12. 議案第31号

○議長（小川 廣康君） 日程第2、議案第3号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第15号）から日程第12、議案第31号、権利の放棄についてまでの11件を一括議題とします。

議案第3号は各常任委員会に分割付託、議案第11号並びに議案第25号及び議案第30号の3件は総務文教常任委員会に、議案第7号から議案第10号までの4件は厚生常任委員会に、議

案第12号、議案第13号及び議案第31号の3件は産業建設常任委員会にそれぞれ付託しておりましたので、各常任委員会の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

令和3年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第3号、議案第11号、議案第25号及び議案第30号の4件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、3月5日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第3号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第15号）のうち、本委員会に係る歳入は、11款地方交付税で、普通交付税の追加、19款繰入金で、財政調整基金繰入金及びがんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金繰入金の減、21款諸収入で、退職手当旧負担金制度差額調整金の追加、22款市債で、消防防災等施設整備事業債の減、小中学校トイレ洋式化工事及び遊具改修工事のための教育施設改修事業債の追加、減収補填債の増が主な補正であります。

歳出は、2款総務費で、創業等支援事業補助金の減、離島航路・航空路緊急支援負担金の計上、9款消防費で消防団拠点施設建設工事費の減、10款教育費で、教育施設整備基金積立金及び小中学校トイレ洋式化工事のための工事請負費の追加、12款公債費で、償還金利子の減が主な補正であります。

次に、議案第11号、令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は4,097万9,000円で、歳入は、1款事業収入で、旅客運賃と貨物運賃、2款国庫支出金及び3款県支出金の航路事業補助金で、赤字航路事業に対する国及び県の補助金、4款繰入金で、赤字補填分の一般会計からの繰入金が主なものであります。

歳出は、1款総務費で、職員、船員等の人件費、旅費及び日本旅客船協会等への負担金、2款施設費で、渡海船運航に必要な燃料費、修繕料及び渡海船利用者陸上交通運行委託料、3款公債費で、船舶建造と待合所建築の償還金元金及び償還金利子が主なものであります。

次に、議案第25号、第2次対馬市総合計画（後期計画）について報告します。

本計画は、第2次対馬市総合計画が策定されてから計画期間の半分が経過しますので、令和3年度から7年度の後期5年間に向けて必要な見直しを行うものです。この後期計画は、前期5年間の進捗等について市役所担当課による内部評価と総合計画等審議会における評価を行うとともに、市民や民間団体等へのヒアリングを実施し、社会の動向等を踏まえた上で見直しが進められています。当初の計画では、同じ施策や取組が複数のページに重複して掲載されているもの

があり、施策の区分も36と多かったことから、後期計画では24の区分に再整理するとともに、分野横断的に取り組むテーマが新たに設けられております。

また、SDGsやSociety 5.0、働き方改革等の新たな考えも計画に反映されています。

次に、議案第30号、損害賠償の額の決定について報告します。

本件は、令和2年9月7日の早朝に接近した台風10号の強風により、小鹿漁村センターの屋根全体が隣接する住宅に飛散し、甚大な損害を与えたため、その損害を賠償するものです。

飛散した屋根は、昭和56年に竣工した鉄筋コンクリート造り、陸屋根2階建ての施設に、平成16年頃、雨漏り対策として、その屋上に木造スレートぶきの屋根を増設したものです。屋根ぶき材が軽量であるにもかかわらず、屋根の軒先部分はくぎだけで接合されていたため、台風10号の強風による風圧力に対する十分な耐力を有していなかったと考えられること、また、台風10号による小鹿地区の被害状況は、瓦の一部が飛散した建物は数件見受けられましたが、屋根全体が飛散したのは小鹿漁村センターのみであることから、小鹿漁村センターの屋根の設置、管理について瑕疵があり、当該建物が通常有すべき安全性が欠けていたため、強風に耐えられる強度がなかったと市が判断しています。

したがって、国家賠償法第2条第1項の規定に基づき、損害賠償義務を負うというものです。

相手方の保険金については、市に瑕疵があり、市が査定した賠償額全額を相手方に支払った場合、相手方の保険会社は損害額を支払わないことが確認されています。

当委員会において、瑕疵の判断、賠償額の算定、保険金について審査した結果、市が瑕疵を認めていることから、本件については妥当であり、一日も早い市の対応が必要であるとの結論に達しました。

以上、本委員会に付託されました議案第3号、議案第11号、議案第25号及び議案第30号の4件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 厚生常任委員長、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） それでは、厚生常任委員会の審査報告を行います。

令和3年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第3号及び議案第7号から議案第10号までの5件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、3月8日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第3号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第15号）のうち、本委員会に係る歳入は、15款国庫支出金で、障害者支援に係る障害児通所給付費負担金及び保育園等の運営費に係る施設型給付費負担金の追加、16款県支出金で、新生児に対し1人10万円の給付を行う妊婦応援新生児特別定額給付金事業補助金の計上、21款諸収入で、病院企業団への負担金過払いに伴う長崎県病院企業団返還金の計上が主なものであります。

歳出は、2款総務費で、個人番号カード事務負担金の減額、3款民生費で、令和2年度の支出見込額を踏まえ、障害福祉サービス等に係る自立支援給付費、障害者医療費、障害児通所給付費の追加、子ども夢づくり基金積立金の追加、児童手当及び児童扶養手当の支給見込額による減、4款衛生費で、補助金額の決定に伴う海岸漂着物等地域対策推進業務委託料の減、北部中継所及び中部中継所から対馬クリーンセンターへのごみ積替輸送委託料の追加が今回の補正の主な内容であります。

なお、海岸漂着物対策につきましては、その多くが外国からの漂着ごみであり、景観汚染及び回収負担が大きな課題であることから、今後は韓国や中国など諸外国と連携を図り、プラスチックごみの再資源化など海洋環境問題として対策を講じていく必要があるとの意見がありました。

議案第7号、令和3年度対馬市診療所特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、それぞれ4億5,731万9,000円であります。

歳出の1款総務費では、職員及び会計年度任用職員、医師の人件費、対馬病院及び上対馬病院から出張診療所への医師派遣等委託料並びに公設民営診療所への運営費等補助金の計上が主なものであり、2款医業費では、医業用器具使用料、衛生用消耗品等医業用消耗器材費及び医療品等医業用衛生材料費が計上されております。

議案第8号、令和3年度対馬市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、それぞれ45億1,900万円であります。

歳出の1款総務費、医療費適正化特別対策事業は、レセプト点検事務に従事する会計年度任用職員の人件費や医療費通知に係る経費が計上されており、2款保険給付費、出産育児一時金は50人を見込み計上されております。5款保健事業費は、主なものとして、特定健康診査委託料、特定保健指導に要する経費、人間ドック補助金が計上されております。

議案第9号、令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億9,813万4,000円であります。

歳出の1款総務費では、広域連合事務費負担金や被保険者証郵送料等の通信運搬費の計上が主なものであり、2款後期高齢者医療広域連合納付金では、低所得者の保険料軽減分を公費において補填する保険基盤安定負担金及び保険料納付金が計上されております。

議案第10号、令和3年度対馬市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、そ

れぞれ40億3,286万6,000円であります。

歳出の1款総務費では、認定調査費に従事する会計年度任用職員の人件費、保険料納付書郵送料等に係る通信運搬費、認定調査員用の庁用車購入費の計上、2款保険給付費では、通所介護、施設入所利用等の増を見込んで、居宅介護サービス給付費負担金が計上されております。8款地域支援事業費では、要支援者の訪問型サービスと通所型サービス等の保険給付費に係る介護予防・生活支援サービス事業負担金の計上、地域が主体となって行う助け合い活動や、支え合いの仕組みづくりの支援に伴う生活支援コーディネーターの配置等に係る委託料の計上が主なものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第3号及び議案第7号から議案第10号までの5件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会の診査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 産業建設常任委員長、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 報告いたします。

令和3年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第3号、議案第12号、議案第13号及び議案第31号の4件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、3月9日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第3号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第15号）のうち、本委員会に係る歳入は、13款分担金及び負担金で、国の追加補正による漁港整備事業負担金の追加、14款使用料及び手数料で、国際航路運休に伴うターミナル使用料の皆減、15款国庫支出金で、道路災害復旧事業負担金の減額、漁港整備事業補助金及び社会資本整備総合交付金の追加、16款県支出金で、漁港整備事業補助金の追加、新規就農総合支援事業補助金、離島漁業再生支援交付金及び農地農用施設災害復旧事業補助金の減額、22款市債で、水産業債、道路橋りょう債の追加、港湾債、都市計画債及び農林水産施設災害復旧債の減額が主なものであります。

歳出は、第6款農林水産業費で、農業次世代人材投資資金、森林環境譲与税活用事業補助金及び活魚・鮮魚等輸送コスト助成事業補助金の減額、国の追加補正による漁港整備事業費の追加、7款商工費で、観光業新型コロナ対策協力金、島民クーポン券事業委託料、対馬市中小企業制度融資資金貸付金及び観光施設整備工事費の減額、8款土木費で、国の第3次補正に伴う道路改良工事、トンネルの長寿命化工事及び橋りょう整備工事の追加、国内及び国際ターミナル建設事業の精算による減額、11款災害復旧費で、事業費精算や災害査定結果に伴う工事請負費の減額が

主な補正であります。

議案第12号、令和3年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算については、歳入は、下水道使用料、一般会計繰入金が主なものであります。

歳出は、1款下水道事業費で、下水道料金徴収業務委託料及び集落排水処理施設の維持管理に要する経費、2款公債費で、下水道事業債償還金の元金及び利子が主なものであります。

議案第13号、令和3年度対馬市水道事業会計予算については、収益的収入は、給水収益、他会計負担金、長期前受金戻入、資本費繰入収益が主なものであります。

収益的支出は、職員の人件費、検針業務や料金徴収業務の委託料、水質検査手数料、修繕費、電気料金等の水道施設維持管理費、水道料金納付書等の印刷費、また水道法の改正による水道施設台帳の作成が義務化されましたので、その業務委託料等が主なものであります。

資本的収入は、企業債、簡易水道国庫補助金、他会計負担金が主なものであります。

資本的支出は、各種ポンプ等の機械及び装置費、水道施設整備費、簡易水道整備工事費（中央地区及び三根地区簡易水道基幹改良事業）に要する経費、企業債償還金の元金償還金が主なものであります。

なお、令和3年度末の未償還残高は33億582万1,000円となる見込みであります。

議案第31号、権利の放棄については、旧峰町農林漁業振興資金貸付金債権であります。

債務者は遅れながらも返済をされていましたが、平成12年に死去され、その後は相続人、連帯保証人に対し償還されるよう促してきましたが、未償還のまま現在に至っています。関係者の収入を含め生活状況を調査した結果、日々の生活に困窮され、支払い能力がないものと判断したとの説明を受けました。

本委員会としましては、改正前民法第167条第1項の適用は妥当なものであると判断いたしました。

以上、本委員会に付託されました議案第3号、議案第12号、議案第13号及び議案第31号の4件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（小川 廣康君） 各常任委員会の審査報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） おはようございます。総務委員長にお尋ねします。

報告がありましたとおり、付託案件30号について、よろしいですか、この議案は、さきの議会で上程がなされ取り下げられた経緯があることから、委員会で慎重に審議はなされたとは思っ

ておりますが、再上程での部局の説明では、建築士の意見書を基に、市が瑕疵があると判断したとの説明がありました。幸いにも我が議会のメンバーの中にも同じ資格と経験がある者の説明では判断基準が曖昧であることから、専門家に依頼して正しい判断をなすべきとの説明が何回もあっておりましたが、認識しておられますかね。そのようなことから、本委員会に付託されたとはいえ、我々素人が軽々に判断すべきものではないと私は思います。そのような重大案件と私は思っておりますが、専門家を交えて知見を参考にしながら判断がなされ、委員会での採決がされたのかをお伺いします。

また、併せて委員長の見識についてお伺いしますが、仮に専門家を交えた検討がなされていないかとしたら、なぜされなかったのか。私は、公平公正が求められる議会として慎重かつ公平な判断が必要と感じますが、もし専門家を交えた検討がなされていなかったら、なぜか、理由をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小川 廣康君） 総務文教常任委員長、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） 当委員会としては、議員全員協議会及びその後の小宮議員の市政一般質問、この中においても理事者側からの説明があったとおり、内容については当委員会にあった説明と同じであります。

この委員会で審査いたしました内容について、理事者側の意見としましては、顧問弁護士の意見を聞いて、そして専門家の意見も聞かれております。小宮議員のほうも、一級建築士というすばらしいものを持っておられますけれども、顧問弁護士の言われたとおりに、こちらも一級建築士の意見を求めて判断をされております。そういうことで、この委員会に付託されました案件としては、その内容のとおり説明を聞きまして、その審査をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） ありがとうございます。

先ほど、見識の話をしましたが、市が判断したからそのまま認めるということは、委員会としては機能を果たしていないじゃないですか。我々はチェック機能におるんですよ。だから、そういうふうな形で違う意見があったとするならば、そういう処置をしていただきたかったなと私は思っているだけでございます。

委員長報告として、文書にもありますが、市が査定した金額を支払ったら、個人が入っている保険会社、支払わないと、明確に書いてありますよね。逆を返せば、市が払わなかったら個人の保険会社が払うちゅうこと書いてある。そうでしょ、この報告書を見ますとそのとおりですね。

決して委員長にとやかく言うことはないんですけども、流れとしたら、自分の財産、生命は自分が守らないかんわけですから、そういったことを軸にして、まずは個人と保険会社と話をして

いただいてから、そして、その後の対応が、なぜなされなかったのかをしっかりと判断していただきたかったということをお願いしたいんですよ。私は、委員長に対してはそうなんです、そういうことで議長に一言お話ししていいですか。

○議長（小川 廣康君） はい。

○議員（11番 波田 政和君） 今、委員長も、議長が指名して委員会としてやったわけですね。あなたの命令下でやったわけですよ、審査を。そういうことを考えたとき、主催者として、果たしてこういう判断がですね、通常の委員会ならそうやったかもしれません。ただ、上程がなされ取り下げして、また上がってきて、何となく複雑化しとるじゃないですか。そういう中で、やっぱり主催者として口述どおりじゃなくて、ある程度のものをしっかりと指導していただきたかったなと私は思っております。

だから、委員会が云々じゃなくて、我々議会としたら、市が瑕疵があると判断したということで、我々は行政が言うとおりの話を丸のみする必要は何も要りませんので、先ほどからも言うように疑義があるから議会ってあるわけですからね。そのへんをもう一回、しっかりお互いが認識し合ってやっていけたらなと思っておりますので、またそういった指導をお願いしまして、私は今、議長に対しても委員長に対しても、在り方について、少しこれからの課題にしたいなと思っておりますので発言させてもらいましたので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかに、委員長報告に対する質疑は、12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 委員長にお尋ねをいたします。

先ほどの説明では、顧問弁護士さんの意見に沿った考えで行ったというお話でございますよね。それで、顧問弁護士さんの意見というのは、私ども全協で資料いただいておりますけれども、この中には、このように書いてございます。顧問弁護士の見解ということで、平成16年度頃に施工された屋根の設置工事、管理等に瑕疵があったかどうかを専門家に依頼して明らかにしてくださいよという、これが顧問弁護士の意見でございます。よろしいですか、瑕疵があったかどうかを専門家に依頼をして判断をしてくださいということなんです。私、この瑕疵については判例も含めてお話をしたと思いますが、瑕疵というのは屋根が飛散したそのものではなくて、判例にもあるように通常有する安全性を欠いたときなんです。それが本来の瑕疵であり、判例に基づいて現在までその流れになっております。

では、お尋ねいたしますけれども、先ほど申しました、この弁護士に沿った瑕疵についての整理といたしますか、お話しはございませんでしたでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 総務文教常任委員長、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） これは、先ほども申しましたように、当委員会に付託されてきた

審議内容というのは、もう説明どおりに、再三再四、もう小宮議員のほうも理解されておられると思います。もうそのとおりで、この委員会にそういう説明があつて審査をしてきたわけですが、瑕疵があるということで判断をされて委員会のほうに来たわけですよ。それで委員の皆様は御意見を求めたところ、全員異議なく賛成するということで判断をされて当委員会の可決ということになったわけです。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） もう最初から、市のほうで瑕疵だということでの回答があり、それを審議されたという話ですかね。

いろいろと捉え方がございましょうけれども、何度も申しますけれども、これは国家賠償法という、憲法でいうと日本国憲法第17条によるものなんです。その中で、その瑕疵というのが明らかであるという場合のみが、この国家賠償法2条1項の分なんです。そういうところを、やはり法的な位置づけが、これだという説明がないと、このように約3,700万、これが瑕疵であれば、本来であれば瑕疵の保険に入っている、その総合保険で払うんですよ。でも、それが払えない、それは瑕疵がないからということで、損保のほうからも十分説明を受けておるわけですよ。そういうところの審議をしていただきたかったと思います。

以上です。答弁要りません。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） まず、この件については、一度取り下げがあつた。それから、全員協議会でも協議がありました。それからまた、再提案のときに質疑もありました。その中の1点だけ確認をしたいと思います、委員長に。

市のほうが、損保ジャパンのほうと総合共済保険という名称は正確には、今ちょっと資料はありませんが保険に入っていましたね、市のほうが。その損保ジャパンのほうの問い合わせ、市長名で問い合わせたことに対して、損保ジャパンは福岡支店の課長代理名で、そして私印で回答の文書が来ましたね。今、小宮議員が言われたように、自然災害だから保険の対象にならないという文書が来たということでした。

そこで私は、この文書については損保ジャパンのほうの代表権なり執行権のある責任ある立場の人の会社印、いわゆる会社の組織としての判断となる文書が必要ではないかということでお尋ねしたら、市長のほうは、その旨、損保会社に確認をして文書を提出したい旨の回答をされました。

それで、委員長のほうにお尋ねしますが、委員会のほうにその文書が、いわゆる課長代理名ではない、会社の公印を使った文書の報告がなされたかどうか確認をしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 総務文教常任委員長、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） ちょっと今の、よく内容が聞き取れなかったので、すみません、もう一度お願いします。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 資料提出が市のほうからあった中で、市が入っている保険の支払いについて、できますかということ市が問い合わせたら、その保険会社、損保ジャパンは課長代理名での文書で、そして課長代理の私印での文書回答しかなかったから、会社のきちんと組織の上で検討された回答だったかどうかということは、代表権なり執行権のある会社組織の返答があるべきじゃないかとそう言ったら、市長は「はい、そのような準備をするつもりです」という返答がっていました。だから、その資料が総務文教委員会に提出されたかどうかということの確認です。

○議長（小川 廣康君） 総務文教常任委員長、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） 委員会には、そういう資料は提出されておられません。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） そのことで、やはり市長が公言されたことですから、当然、委員会としては市のほうにその文書の提出ができないのかどうかということを確認して審査を進めるべきではなかったかと。これは、波田議員が言われた全体的な進行、そして書類の整備、提出資料の不備がなかったかどうかということ委員会としては確認すべきだったというふうに思っています。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。

まず、議案第3号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第15号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する各常任委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

議案第3号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第15号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川 廣康君） ありがとうございます。起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号から議案第13号までの7件は令和3年度の特別会計予算であります。

まず、議案第7号から議案第10号までの4件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

4件に対する委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

お諮りします。議案第7号、令和3年度対馬市診療所特別会計予算、議案第8号、令和3年度対馬市国民健康保険特別会計予算、議案第9号、令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算、議案第10号、令和3年度対馬市介護保険特別会計予算の4件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。4件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号、令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号及び議案第13号の2件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

議案第12号、令和3年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算、議案第13号、令和3年度対馬市水道事業会計予算の2件に対する委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

お諮りします。2件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。2件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、第2次対馬市総合計画（後期計画）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員の審査報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開を11時10分からいたします。

午前10時52分休憩

-----  
午前11時07分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

次に、議案第30号、損害賠償の額の決定について討論はありませんか。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 反対であります、反対討論をさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 反対討論です。

○議員（12番 小宮 教義君） 私は、本議案、第30号に反対でありますので、反対の立場で討論をさせていただきます。

本議案は、地方自治法96条1項13号「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。」によるものであり、文中の法律上の義務に国家賠償法を適用したものであります。

なぜ、ほかの保障などで補償しないのか。その理由は3,764万5,000円の金額にあります。一般的に、自然災害によるこの建物の規模の災害補償金額は約700万程度と考えられます。約3,000万円の差額があります。この大きな差額3,000万円を提示するためには、国家賠償法による算定でなければ導き出すことができないためであります。

この国家賠償法というのは、憲法17条にうたう賠償法であり、国家賠償法として確立をされております。国家賠償法とは6条よりなり、今回の賠償は同2条によるものであります。同2条には、「設置または管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国または公共団体は、これを賠償する」とあり、瑕疵があったときと規定をしております。

まず、瑕疵とは何か。その定義は昭和45年の判例、瑕疵とは通常を有する安全性を欠くことが基準とされており、屋根の飛散がすぐに瑕疵につながるというのではなく、上記のごとく通

常有する安全性を欠いたときであります。

今回の小鹿漁村センター被害の概要は、昨年の9月の台風9号・10号によるものであり、鰯浦の観測史上最大の瞬間風速44.8メートルと48.9メートルを記録する猛烈な台風で屋根が飛散をして隣の家に被害を与えたものであります。

本案件で、市が瑕疵があったと認める主な要因は、大きく2点であります。1点、専門家による見解書。2点、不可抗力による責任。

1点の専門家による見解書は3ページによる報告書であり、記載の内容は台風10号の暴風雨による屋根の飛散原因のみの見解であります。瑕疵、つまり通常有する安全性を欠くことについては、1文字の記載もなされていない。この見解書だけで、どうして市が瑕疵の判断ができるのか。判断を行う資料もない中で判断ができないことは当然であり、判断基準が完全に間違っているということでもあります。

瑕疵の確認について、対馬市の顧問弁護士の見解は、市の協議会資料に屋根の設置、管理に瑕疵があったかどうかを専門家に依頼して明らかにしてはどうかと明記されており、弁護士の瑕疵の判断を専門家に委ねるべき指摘もしております。弁護士の発言に沿った対応はなされていない、法の番人たる弁護士の考えすら無視した市の一方的な判断では絶句に堪えない、当然違法と言えるものであります。

また、専門家の意見書による建設省告示109号に、たるきの金物使用の施工がされていないので構造上の瑕疵に当たると市は判断をしていますが、告示109号には金物の使用の規定はなく、使用しなくても問題はない。今回のように軒の出が50センチ程度の一般的な建物は、従来どおりくぎによる施工が一般的であり、くぎで十分耐力は確保できる。私が資料として提出させていただいた3の2のページでの計算式においても、くぎ1本の保有力計算で十分な保持力は確保されており、問題とする通常有する安全性は十分に確保されており、構造耐力上の瑕疵には当たらない。市の判断は告示109号を逸脱した判断である。

2、不可抗力による責任でございます。市長は本案質疑で、民法717条、工作物の責任の条項を引き合いに出し、台風10号で屋根が飛散したのは漁民センターだけであり、周囲の建物の屋根も同じように飛散をしたら不可抗力による自然災害と言えるが、飛散したのが漁村センターだけで不可効力とは言えないので管理責任が発生し賠償責任がある、瑕疵があるとの判断。では、台風9号のときにはどうか。小鹿漁村センターのコロニアルぶきの一部、周囲の建物の屋根の一部も同様に飛散をしている。当然、自然災害による不可抗力であり、瑕疵がなかったと判断ができるのは当然である。

10号は9号より大きい台風であり、それによる被害は誰しもが自然災害と考えているのではないか、なぜ台風10号のときだけが屋根が飛散をしたのか。市長は本議案提出時の質疑でも答

弁されたように、予想以上の力で、設計以上の力が働き、屋根が飛散をしたと答弁されたように、予想以上の暴風雨によるものであります。

なぜ、予想以上の力が働いたのか。それは地区の地形にあります。建物のすぐ横には山の峰が走り、隣り合わせに海岸線が入り込んでいます。複雑な地形が複雑な風を発生させ、予想以上の暴風雨で漁民センターの屋根が飛散したと考えるのが一般的常識と言える。市長の答弁どおり、予想以上の暴風雨が原因であり、自然災害での不可抗力と判断すべきである。対馬市が加入している全国町村会総合賠償補償保険の損保ジャパンは、本案件の瑕疵について、市から専門家の意見書の提示を受け回答、損害賠償の適用はない理由を次のように説明をしておられます。内容でございます。

自然現象のタイプの事故は、そのような危険な予測ができたかどうかが問題であり、通常予測することができない自然災害によって発生した場合は、不可抗力として賠償責任は発生しないと断言をしている。保険会社が瑕疵がないので支払えないといっているのにもかかわらず、なぜ市が市民の血税で支払わなければならないのか。市も保険会社の意見を真摯に受け止めるべきである。

今回の補償は相手加入の保険金で建物を修復していただき、市としてできることは見舞金などの対応が本来の台風などの対策ではないのか。国家賠償法にうたう瑕疵が担保されていない補償は違法的行為であること、日本国憲法第17条に反する。私ども議会は、市民から負託を受けております。行政のチェック機関であります。追認機関ではございません。市民の負託を受けた者としてチェック機能を果たすのが議会の責務であります。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） ほかに討論はありませんか。賛成、反対ですか、反対討論。11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） 私は、議案第30号、小鹿建物被害の損害賠償について、次の理由によりまして、反対の立場での討論をさせていただきます。

まずもって、私は、このたび本市に多くの被害をもたらした台風9号・10号により被害に遭われました全ての市民の皆様に対し、この場をお借りし、改めて深くお見舞いを申し上げます。

また、今回上程されています小鹿漁民センター屋根飛散災害により被害を受けられました住民の方に対しましては、私の個人的な感情や差別的な考えではなく、あくまでも法律の平等性・公平性から発言することを最初に申し上げた上で討論をさせていただきます。

このたびの台風9号及び10号の影響により、被害については河川の氾濫や大雨による家屋・

水田等の水没、強風による破損、農作物の災害など、島内各地において多大なる被害が発生しており、被害に遭われた住民のほとんどは自力による再建に奮闘され、今日まで苦しんでこられたことと存じます。

そのような背景の中、今回私は、この予算案で示されております小鹿建物被害の損害賠償について、次のとおり問題点を3つ上げ、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず1点目は、客観的な法律の考え方ではありますが、本市が、先ほども説明があっておりました全国町村会総合賠償補償保険について保険の査定官、——担当した人のことですね、——回答によると、自然現象のタイプの事故では今回のような危険を予測できたかが問題となり、通常予測することができない自然力によって事故が発生した場合は、不可抗力として損害賠償が発生しない。なお、法律事案があった場合でも、直ちに安全性を欠き、他人に害を及ぼす危険性がある状態とは言えないとされております。

このような公の機関からの回答がなされているにもかかわらず、本市が独断で過失を認め、賠償に応じることは、本当に妥当な判断であるか。また、今回の報告書には上級官庁である国や県の機関への相談の有無、また、その結果はどうなったのかなど、全く示されておられません。

また、全国的に、今回の事案のように同種の国家賠償をした事例があるかなど報告がなされておらず、これで市民の皆様になんか納得していただけるかどうか疑問に思うところであります。今回お話しさせていただきたいのは、参考事例なんかを出して、皆さんに、もう少し分かりやすく説明してほしいということでございます。

次に2点目ではありますが、今後同様の事案が発生した場合、本市の対応であります。皆さんも御承知のとおりであります。民法第717条、——先ほどの説明に重複します。——「被害に対してその損害を賠償する責任を負う」と、先ほどの説明と重複しますから省略します。「ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない」とあります。この法律では、土地の工作物、すなわち建物などの設置または保存に瑕疵があった場合に損害賠償を負うものとしています。

ここでいう瑕疵とは、通常備えるべき性質や設備が欠けていることを言います。つまり安全性に問題があるような状況のことでございます。また重複しましたけど。しかしながら、この地区において、過去幾つかの台風に見舞われましたが、今回のような事案は発生しておらず、そのことから行政も今回の被害を予見できなかったわけですから不可抗力とも考えられます。仮に、被害者側が漁村センターの存在に瑕疵があったという場合は、被害者が過失を立証する責任があります。

しかしながら、本市は、今後このような自然災害で発生した被害に対して、個別の事案ごとに本市の負担で調査を行い、瑕疵があれば全て補償できるのか、また、今回の事案の結果次第では、

将来本市は財政に多大なる影響を与えかねません。

それと今回、本市が対馬市側に過失があったと、被害が生じたと報告されていますが、もしそうであれば、行政側は誰が責任を取るのでしょうか、責任の所在さえ明らかにされておりません。私は、今回のように責任の所在を明らかにしない限り、今後同じことが繰り返されることを懸念しております。これ以上、市民に御負担をおかけすることができない、また、このような事案が二度と発生しないようにするためにも早急に対策を打ち出すべきであると強く要望しておきます。

次に3点目であります、平等性、公平性の観点から考えた場合であります。

今回、本市が調査を依頼しました小鹿漁民センター屋根飛散調査についてであります、平等性の観点から考えても、1業者のみならず多くの専門家へ調査依頼を行い、様々な角度から見解を出していただくことが重要ではなかったのか。また、本市単独の判断ではなく、被害発生後すぐにでも専門的分野による第三者委員会などを設置し、幅広く活発な意見交換を経た上で結論を出すことができなかったのか。

以上のことから、今回の本市の動きを見ますとあまりにも先走ったのではないのかと私は言わざるを得ません。市民の貴重な財源を投入する重大な事案であり、平等性、公平性の担保が必要とされる観点からも幅広く専門家へ再調査を依頼し、第三者委員会の設置を行い、今回の事案に対する再検証を行うべきであると考えております。

最後になりますが、この台風9号・10号による被害では多くの対馬市民の皆様が御苦労され、自力での再建を余儀なくされております。一般論として、台風による災害を受けた場合、誰からも補償してもらえないことから、災害時に備え、自分の身は自分で守る保険の基本理念から、自身が所有する不動産や動産に保険を掛けることが一般的な考え方であり、また同時に多くの市民もそのように感じていると思います。

また同時に、今回の事案に対して公の機関である全国町村会総合賠償保険が今回の被害に対する補償は応じられないと結論を出しているさなか、それも対馬市が自身で瑕疵を認め補償に踏み切ることとするならば、この補償に対して疑念を持たれている多くの市民の皆様の感情を払拭していただけるか、もう少し説明や根拠が必要であると考えております。

また、我々議会人としても、今後、市民の皆様から今回の事案に対する御指摘や御指導を受け立場にありますが、そのようなことから私は今回の事案に関して慎重かつ幅広く議論をすべきであると考えます。

最後に、まとめとしまして、この案件は後世に残る問題であることから、素人判断ではリスクが高いことから、専門家での第三者委員会を立ち上げ、公正公平な判断をいただき対処していただけることを申し添え、今回は誠に残念でございますが、本議案第30号に同意できないことを申し上げ、反対討論とするとともに、議員各位、公正公平な御判断と多くの市民の皆様への御理解

いただけますようお願い申し上げます、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、これで討論を終結します。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

議案第30号、損害賠償の額の決定について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川 廣康君） 起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号権利の放棄について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第32号

○議長（小川 廣康君） 日程第13、議案第32号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました議案第32号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第1号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県下全域に特別警戒警報が発令されたことに伴って、事業活動に大きな影響を受けた市内事業者等に対する一時支援金を計上するものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

令和3年度対馬市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億320万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ309億9,120万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、15款国庫支出金2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を総額で1億3,114万2,000円計上しております。

16款県支出金2項県補助金は、事業継続支援給付事業補助金を総額7,206万5,000円計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

6款農林水産業費でございますが、1項農業費は、農業者への支援とその給付に係る事務費を合わせまして530万円を、2項林業費は、林業者への支援とその給付に係る事務費を合わせまして938万4,000円を、3項水産業費は、水産業者への支援金とその給付に係る事務費を合わせまして1億733万4,000円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

商工業者等への支援金とその給付に係る事務費及び雇用調整助成金の申請などに係る雇用維持アドバイザー事業費を合わせまして8,118万9,000円を計上しております。

なお、事業の内容につきましては、タブレットに掲載しております別途参考資料により、この後、担当部長から説明を行います。

また、14ページ、15ページに補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしく申し上げます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいま総務部長から提案説明がありました議案第32号、対馬市一般会計補正予算（第1号）のうち、観光交流商工部関係予算について、その内容を御説明申し上げます。

参考資料の1ページを御参照ください。

農林水産・商工業者等一時支援金給付事業につきましては、第3波の新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために行った県下全域への特別警戒警報発令に伴い、1月20日から2月7日までの間、営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があり影響を受けている事業

者様あるいは不要不急の外出・移動自粛により直接的に影響を受けている事業者様に対し、要件に応じて10万円または20万円の支援、さらに業種による追加支援をしようとするものでございます。

まず初めに、骨格となる部分について御説明申し上げます。

参考資料、対象者の項の要件A及び支援金額の項、要件Aの②を御参照ください。対象となる事業者の要件としましては、先ほど申しました時短要請や外出・移動自粛により影響を受けた事業者のうち、令和3年1月または2月の売上が対前年比50%以上減少しており、営業時間短縮協力金を受給していない等の要件を設けており、一時支援金として1事業者当たり20万円を支給しようとするものでございます。この部分が骨格となる部分で、長崎県の事業継続支援給付事業補助金、補助率2分の1の支援を頂き実施しようとするものでございます。

しかしながら、特別警戒宣言を受け、市内事業者への影響は大きなものであるにもかかわらず、県の指定した条件である対前年比、あるいは対前々年比減少率が50%に満たない事業者は対象外となりますので、市の独自での支援策として支援対象事業者を拡大し、資料の支援金額要件A①記載のとおり、減少率20%から50%未満の事業者につきましては、1事業者当たり10万円を支給しようとするものでございます。

さらに、資料の要件B記載部分になりますが、GoToトラベルやしま旅促進事業の一時休止等により、宿泊及び交通関係事業者への影響が大きいため、さらなる追加支援として、宿泊事業者においては客室1部屋当たり3万円を、レンタカー、タクシー、貸切りバスなどの交通事業者においては1台当たり2万円を支給しようとするものでございます。

追加支援金の要件につきましては、県との連携事業である時短要請協力金と一時支援金については重複しての受給はできないこととなっておりますので、全ての要件に該当したとしても、受給した、あるいは受給する金額を差し引いて計算することとしております。

また、商工事業者等の要件として令和2年10月から12月の平均売上げが10万円以上のものとしておりますが、この事業はいわゆる第3波の感染拡大により時短要請や緊急事態宣言発令等による外出・移動自粛により大きな影響を受けた事業者に対し減収分の一部を支援するものであるため、影響が出る前の一定以上の売上額を条件にさせていただいております。

予算額の積上げにつきましては、これまでに実施してきた商工業者等緊急支援補助金及び観光業新型コロナ対策協力金等の実績から推測し、支援金対象者304事業者、宿泊交通事業者への加算105事業者を見込んでおり、支給総額を7,855万円計上させていただいております。

なお、議案可決後、事業者等に対する周知を市報、ケーブルテレビ、文書等で行う予定で、申請期間を令和3年4月1日以降から5月末日までを予定しているところでございます。

続きまして、参考資料2ページを御参照ください。

雇用維持アドバイザー事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金や休業支援金給付金の申請を検討されている事業所等に申請手続の助言を行うアドバイザーとして社会保険労務士を市の委託事業として派遣し、申請に必要な書類整備や作成に関するアドバイスをし、制度の活用を推進しようとするものでございます。

雇用調整助成金や休業支援金給付金の申請には、労使間の協定等に関する書類の整備や制度の理解不足等により、申請に戸惑っておられる事業者もいらっしゃることから、派遣の要望がある事業者に対し、1事業所3回までを限度として無料で派遣するものです。支援期間は令和3年4月から9月を予定をしております。

以上で、観光交流商工部関係の説明を終わります。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 引き続き、農林水産・商工業者等一時支援金給付事業の農林水産部関係予算について、その内容を御説明申し上げます。

補正予算参考資料の1ページをお願いいたします。

事業の目的につきましては、ただいま観光交流商工部長が説明いたしましたので、省略させていただきます。

本支援金の農林水産業関係の対象者につきましては、令和2年1月または2月の売上高、漁獲高が10万円以上で、令和3年1月または2月の売上高、漁獲高が前年同月と比較して減少率が20%以上50%未満の者に対し10万円、減少率が50%以上の者に対し20万円を支給しようとするものでございます。

次に、業種ごとの内容について御説明いたします。

農業者関係につきましては、体験民宿等13件分と認定農業者14名分、林業者関係については木材業・製材業登録事業者46件分、水産業関係につきましては漁協正組合員・準組合員及び真珠組合員合わせて633名分を見込んでおります。

以上で、農林水産部関係の説明を終わります。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第32号、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 発委第1号

○議長（小川 廣康君） 日程第14、発委第1号、対馬市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。議会運営委員長、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） ただいま議題となりました発委第1号、対馬市議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由を説明いたします。

本案は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児・看護・介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名、押印の見直しを行った標準市議会会議規則の一部改正に伴い、対馬市議会会議規則中、第2条、会議への欠席に関する規定、第91条、委員会への欠席に関する規定及び第139条、請願書の記載事項等に関する規定の改正を行おうとするものであります。

改正部分につきましては、配付の新旧対照表を御参照ください。

なお、附則で、この規則は、公布の日から施行すると定めております。

以上が発委第1号の提案理由の説明でございます。御審議の上、御決定いただきますようよろしく願いをいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、発委第1号、対馬市議会会議規則の一部を改正する規則について討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。若干12時を過ぎますけど、このまま続行してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） それからもう一件、全協を予定しておりますけど、報告だけですので、時間があまりかからないと思いますが、引き続き全協も続行したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

---

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長から挨拶の申出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 第1回対馬市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今定例会の行政報告で御説明しておりました新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

本市におけるワクチン接種体制につきましては、対馬病院、上対馬病院、民間医院及び市営診療所などの医療機関での個別接種を基本とし、高齢者施設等に入所されている方には巡回接種を、また、医療機関までの移動手段をお持ちでない方には集団接種という3つの接種方法を予定しております。巡回接種、集団接種については、入所施設や各地域まで医師、看護師が出向き対応いたします。

接種を希望される市民の皆様に迅速かつ適切に実施できるよう、現在65歳以上の高齢者の皆様への意向調査を実施しており、この調査結果を基に接種会場及び規模等の調整を進めてまいります。

なお、65歳以上の高齢者の皆様への接種開始は5月以降になる見込みでございます。

次に、延期しております令和3年対馬市成人式でございますが、5月2日の開催に向けて、現在、準備作業を進めているところでございます。議員の皆様には御多忙のこととは存じますが、御出席いただき、新成人の門出をお祝いいただきますようお願いいたします。

次に、市営林の計画的な整備や、市営林と周辺の民有林を集約化し、効率的な整備を行うことを目的として、対馬森林組合と市営林の森林経営委託について協議を進めております。これにより市営林の整備が促進され、木材の安定供給、持続可能な森林経営、資源活用及び雇用の拡大を推進してまいります。

なお、詳細につきましては、本定例会終了後、時間をいただき、担当部から御説明いたします。

本定例会におきましては、2月25日から20日間にわたり慎重に御審議いただき、御提案申し上げました全ての議案について御決定賜り、厚くお礼申し上げます。本定例会で議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上ため、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

さて、議員皆様の任期も残すところ2か月余りとなり、市議会議員選挙日程も過日の選挙管理委員会におきまして、5月16日と決定されております。今任期を最後に御勇退される議員におかれましては、対馬市の振興に御尽力賜り、誠にありがとうございました。今後におかれましても、健康に十分留意され、今まで同様、対馬市の発展のため、御指導御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、議員皆様をはじめ、市民皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

**○議長（小川 廣康君）** 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

令和3年第1回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議いただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の協力に対し、心からお礼を申し上げます。審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待いたします。

また、この3月で退職される職員の皆さん、長い間、市行政に貢献いただき、心から感謝申し上げます。なお、退職後も市政運営に御協力いただきますようよろしくお願いを申し上げる次第でございます。我々議員も5月いっぱい任期となっておりますが、残り2か月間、しっかり頑張ってまいりたいと思っております。

最後になりましたが、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。  
会議を閉じます。これをもちまして、令和3年第1回対馬市議会定例会を閉会いたします。お  
疲れさまでした。

午後0時00分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 小川 廣康

署名議員 齋藤 久光

署名議員 初村 久藏

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員